

保存版

交通安全指導 統一ルール

①妊娠・出産・病気等による実施免除について

女性(母親)がやらなければならないというきまりはありません。男性(父親)や祖父母等他の家族がいらっしゃる場合は、家族の方が実施して頂く事も可能です。

代わりに実施できる家族が居ない場合は下記の通りとします。但し、その他やむを得ない理由により、今年度の活動が難しい場合は「旗振り・安全パトロール実施に伴う連絡先提出のお願い」を提出する際、その旨記入してください。

事由	旗振り	パトロール
産前	予定日1か月前より免除	同左
産後	産後1年間免除	同左
病気	入院、長期療養が必要な場合は回復するまで免除	同左

◎原則として1年生は6月からの実施とする。(人数的に難しい場合はこの限りではない)

◎6年生は卒業式前日まで実施とする。

②実施する日

・旗振り：児童の登校日に実施。

(平日授業、土曜授業、始業式、バザー、音楽会)

但し、荒天の場合は各地区の判断で実施してください。

※運動会、入学式、卒業式の日は旗振りの実施がないため、気を付けて登校してください。

・パトロール：担当月の平常日課の、各自可能な日に実施。

(平日授業、夏休み7月中)

③事前に出来ないことが分かっている場合、及び

当番当日、体調不良等やむを得ない事情により実施出来ない場合

旗振り：原則、各自で交替可能な方をさがす。または学校へ連絡する。

※無断で当番に穴をあけないようご協力お願いします。

④安全指導部員について

各旗振りグループ内で2～5名程度、安全指導部員として、在校中必ず携わっていただきます。部員が転出等により減員した場合、部員補充の要否は残された部員の判断とします。